

山江村いじめ防止基本方針

平成27年9月策定
(令和3年3月改訂)

山江村教育委員会

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本村においては、これまで熊本県教育委員会の指導を仰ぎながら、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。しかし、深刻な状態に至っていないまでも、これまでいじめと認知される事案は起きている。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に地域社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要である（平成25年6月「いじめ防止対策推進法」成立し、同年9月に施行）。

「山江村いじめ防止基本方針」（以下「村の基本方針」という。）は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂）及び「熊本県いじめ防止基本方針」（令和2年11月20日熊本県改訂）を踏まえ、本村が学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、以下の基本理念のもとに対策を講じていくものとする。

- (1) 教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、児童生徒との信頼関係を築き上げるとともに、村内全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、村、学校、家庭、地域その他の関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 組織の設置等

- (1) 村は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」（法第14条第1項）を設置する。
- (2) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成さ

れる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。（法第22条）

(3) 村教育委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための組織を設置し調査を行う。（法第28条）

(4) 村長は、「山江村いじめ調査委員会」を設け、必要があると認める場合は、(3)の組織が行った調査結果の調査を行う。なお、当調査委員会を附属機関として設けるか否かについては村長の判断とする。（法第30条、31条）

3 村の基本方針の内容

村の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等を、より実効的なものにするため、以下の内容を定める。

(1) 村・学校における基本方針の策定と組織体制

(2) いじめへの組織的な対応と家庭や地域、関係機関等との連携

(3) 重大事態への対処等に関する具体的な内容とその運用

(4) これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係のある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し

教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

5 いじめの理解

いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進

することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認しなければならない。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会による教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切

な連携が必要である。そのためにも、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施にあたり、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、または、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知することなどに取組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本村が実施する施策

(1) 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置

「いじめ問題対策連絡協議会」（法第14条第1項）を設置する。その構成員は、本村教育委員会、学校、児童相談所、地方法務局、警察の他、心理や福祉の専門家等に係る職能団体や民間団体等、本村の実情に応じて決定する。

(2) 熊本県いじめ問題対策連絡協議会との連携

村内の学校におけるいじめ防止等の取組が適切かつ確実に実施されるよう「熊本県いじめ問題対策連絡協議会」との連携を推進する。

(3) いじめの防止等のための取組

ア いじめの防止

- (ア) 熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための気運の醸成に向けた風土づくりに努める。
- (イ) 学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育等を充実させ、様々な体験活動を通して子供たちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。
- (ウ) いじめの防止等のための対策が関係機関の連携の下に適切に行われるよう、「連絡協議会」等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備を図る。
- (エ) 児童生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育む。
- (オ) 熊本県子供人権フェスティバルの開催等、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
- (カ) 熊本県少年保護育成条例を踏まえ、児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング利用を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努

める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。

- (キ) 保護者が、子供の規範意識を養うなど、保護者の責務等を果たし、子供と適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」による家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等、家庭教育を支援する。
- (ク) 学校と地域が組織的・継続的に連携・協働していくために、学校運営協議会を設置する学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）と地域学校協働本部の一体的な取組を図り、地域学校共同活動（地域全体で子供たちの学びや成長を支えるため学校と地域が連携・協働し行う活動）を推進し、様々な人々とのふれ合いや豊かな体験の機会を作ること、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度等を育成する。
- (ケ) 「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、児童会生徒会が主体となる「いじめの防止等に係る取組」を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- (コ) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長するおそれもあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。
- (サ) 教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、県立教育センター等における研修の充実に努めるとともに、校内研修を充実させるための支援を行う。
- (シ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の配置、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保等必要な措置を講じる。

イ いじめの早期発見

- (ア) 「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」などのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底するなど、子供がいつでも相談でき

る体制を整備する。

- (イ) 「心のアンケート」「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- (ウ) カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が子供との良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くための研修の充実を図るとともに、校内における研修を積極的に支援する。併せて、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以下「SOSの出し方に関する教育」という）」を積極的に推進する。
- (エ) より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組を推進し、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

ウ いじめへの対処

- (ア) 学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解決への取組が図れるよう学校体制の整備やその有効な運用について指導・助言するとともに、「学校いじめ対策組織」が主催する校内研修が充実するための支援を行う。
- (イ) いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、熊本県学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
- (ウ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時かつ適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。
- (エ) 法第23条第2項の規定による報告があったときは、必要に応じて当該学校に対し支援を行い、又は、必要な措置を講ずる。
- (オ) いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置が必要な場合は、「山江村立学校管理規則」に則り適正に対処するとともに必要な支援を行う。
- (カ) いじめが背景に疑われる重大事態への対応のため、標準的な手続きや留意点を示すマニュアル「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」を見直す。
- (キ) 学校及び市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案に緊急に対応するた

め、外部の専門家等からなる支援員を派遣する。

エ その他の取組

(ア) 村内校長会等を通じて、いじめの実態把握や取組状況等、学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を図る。

(イ) 学校評価におけるいじめの問題について、児童生徒の状況を十分に踏まえて目標を立て、その達成状況を評価し、必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準が優先されることがあってはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応するものとする。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や県の基本方針及び村の基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめ防止等の取組について、基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容であるとともに、全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識できるものでなければならない。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)などが必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル(以下「早期発見・事案対処マニュアル」という。)を定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ対策組織」の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。その際は、県が作成するいじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引きを活用する。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校いじめ防止基本方針の記載内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかについて「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルをあらかじめ学

校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効のないいじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は「学校いじめ対策組織」を設置する。

なお、「学校いじめ対策組織」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。具体的には、次に掲げる役割がある。

ア 未然防止

（ア）いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

（ア）いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

（イ）いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

（エ）いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

（ア）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

（イ）学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C A サイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「学校いじめ対策組織」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に「学校いじめ対策組織」の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、「学校いじめ対策組織」は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識される必要がある。

なお、「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置かなければならない。

また、学校は、学校いじめ防止基本方針や「早期発見・事案対処マニュアル」等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておかなければならない。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努める。

ア いじめ防止

(ア) いじめはどの子供にも起こりうることから、いじめをさせない未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。

(イ) 児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。

(ウ) 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多い。学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、ストレスに適切に対処できる教育の実践を行う。

(エ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(オ) 「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。

- (カ) 児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりするのを、児童生徒の発達段階に応じて、指導する。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）（再掲）
- (キ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、児童生徒個々の行動に反映される取組を進める。

イ いじめの早期発見

- (ア) 学校は定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組むとともに、児童生徒と向き合う時間の確保に努める。
- (イ) スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証する。
- (ウ) 学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応する。また、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図る。
- (エ) 児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動、LHR等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会をもつ。さらに、児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める。

ウ いじめに対する措置

- (ア) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えるとともに、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応を行う。
- (イ) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (ウ) 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- (エ) いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (オ) 学校は、必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとする。
- (カ) 学校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事

態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、周知啓発を行ったり平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- b 特に、寮生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等

を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

第3 重大事態への対処

1 教育委員会または学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

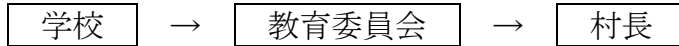
同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。

教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえ、重大事態と認めるときは、速やかに村長に報告する。



ウ 調査の趣旨及び調査主体

この調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校が組織した「いじめ対策委員会」または教育委員会が設置する調査組織において調査を行う。その際、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指す。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

オ その他留意事項

重大事態に関わりを持つ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

また、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。

さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、

事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて村長に報告する。

ウ 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置

(ア) 再調査

報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関において行う。

(イ) 再調査の結果を踏まえた措置等

重大事態の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、調査結果について再調査を行うことができる。

再調査を行う機関は、村長が設置する「山江村いじめ調査委員会」で行う。調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、山江村の基本方針に適切に機能しているかどうかについて定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

2 基本方針策定状況の確認と公表

学校基本方針及び村の基本方針について、それぞれの策定状況を確認し公表します。

3 熊本県教育委員会との連携

(1) いじめ防止基本方針の策定

村の基本方針の策定にあたっては、県教育委員会から必要な助言や情報提供等、支援を受けるものとする。

(2) 組織等の設置

教育委員会は、附属機関策定にあたっては、県教育委員会から必要な助言や情報提供など、支援を受けるものとする。